

秋号

2022年 10月 1日

FUTURE  
FUTURE

～ 未来 ～

山下事務所は元氣社長を  
応援する社外ブレインです

税理士 山下事務所

Vol. 94

## 所長挨拶



お客様、新型コロナウイルス対策をして、お元気にされていますか？

第7波と言われるオミクロン株も少しずつ減少傾向になってきた感があります。新種の変異株が出ないことを祈りたいですが、何となく一生涯の付き合いになるかもしれませんね。

そんな新型コロナウイルスですが、皆様の周りには感染者はいませんか？

当事務所では私が7月中旬に感染し、時期は違いますが、総勢8名が感染しました。大変な時期もありましたが、幸いにも後遺症もなく軽症で助かりました。

そんな中、税務署は7月に人事異動があり、税務調査が再開されました。

新型コロナの影響で、ここ数年間は実地調査が出来なかったのも、取引先情報の収集や内部調査資料等によって作成された反面資料を持参してくると予測されます。その点を充分理解して調査に臨んでください。

さて、秋と言えば食欲とスポーツです。先日、鎌ヶ谷カントリーに行くクラブバスの車窓から、久しぶりに中学校の運動会風景を見ました。やはりスポーツはいいですね。

そのスポーツですが、第55回山下会ゴルフコンペを10月19日（水）に千葉のキングフィールズゴルフクラブで開催します。ご案内は送付済みですが、ご参加をご希望のお客様がおられましたら、ご一報ください。

国際社会においては円安と共に物価高が進んでいます。最低賃金が上昇しても物価高には追いつかないと思われまます。

仕入コスト、作業コスト等々が上昇し、お客様も正確な舵取りの判断が必要と思われまます。ぜひ、社会の動向に目を向けて、舵取りをお願いします。

当事務所も微力ながらお客様の舵取りに必要な情報等をご提供できればと思っております。今後とも宜しく願いいたします。

## <財務分析について>

財務分析とは、財務諸表から自社の収益性や安全性を分析することです。

企業に関わるさまざまな立場の人にとって財務分析は重要なものです。

まず、経営者は自社の状態を把握することで、経営戦略を練るのに活用できます。競合他社との比較や、業界内での自社の立ち位置を客観的に把握できます。

また、取引先は相手の企業の経営状態が好調かどうかを知ることで、貸倒れなどのリスクを回避できます。

そのほか、投資家や金融機関は財務分析を基に、投資や融資をすべきかどうか判断することがあります。

財務分析は6つの観点から行われます。各分析でよく用いられる指標を紹介します。

### 1. 「収益性」

会社が成長・発展していくために必要な収益が獲得できたかどうかをみているものです。

また、会社の存続・更なる飛躍が遂げられるよう、十分な収益をあげることができるかどうかの判断材料となります。

#### 【売上高総利益率】 算式：売上総利益／売上高 × 100

売上高から売上原価を差し引いたものを売上総利益と言います。そして、売上に対する売上総利益の割合を売上高総利益率（粗利益率）と呼びます。この数値が大きいほど1商品の販売によって得られる利益が大きく、望ましいとされます。

#### 【総資本経常利益率（ROA）】 算式：経常利益／総資産 × 100

ROAとは、Return On Assetsの頭文字をとった言葉で、「総資産利益率」を意味します。この数値が高いほど、資本を有効に活用して利益を上げていることを意味します。

### 2. 「生産性」

経営資源と呼ばれる「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」を会社の中に投入し、いかにローコストでスピーディーに商品を仕入れ（作り）、それをどれだけ効率よく販売し得たかをみるものです。

#### 【労働生産性】 算式：売上総利益（付加価値額）／平均従業員数 × 100

従業員の労働が効率よく売上につながっているかどうかを示す指標です。具体的には、従業員1人あたりの売上総利益を示します。

#### 【労働分配率】 算式：人件費／付加価値額 × 100

付加価値に対する人件費割合を示す指標です。人件費には給与だけでなく、社会保険料や法定福利費も含まれます。この数値は低いほど望ましいです。ただし、どのくらいの数値が適切かは業種により異なるため、あくまで同業種企業を比較する際の目安とします。

### 3. 「資金性」

経営活動に投下・運用した資本によって販売活動が行われ、それが売上によって回収されます。そこで、投下した資本が無駄なく使われているか、そして、その回収速度はどうかをみているものです。

#### 【総資本回転率】 算式：売上高／総資本 × 100

売上に対して、資本がどのくらい回転しているかを示す指標です。この数値が大きいほど、少ない資本で大きく売上を上げられていることを意味します。

#### 【棚卸資産回転率】 算式：売上高／棚卸資産 × 100

在庫が適切に回転しているかどうかを示す指標です。この数値が小さいと、古い在庫が長く残っていることとなります。

#### 4. 「安定性」

バランスのとれた安定した経営が行われているかどうか、さらには、自社を取り巻く経営環境が変化しても耐える力がどれくらいあるかをみているものです。

**【債務償還可能年数】 算式：借入金 / (営業利益 + 減価償却費)**

今ある借入金が返済原資により何年で返済できるかを示しています。短い年数ほど資金余裕度があります。

#### 5. 「健全性」

会社の財政状態の良否、支払能力の程度をみているものです。それは、会社を継続的に運営していくために必要な資金の出所・使われ方は適正か、必要な資金をいつでも調達できる体制となっているかということです。

**【流動比率】 算式：流動資産 / 流動負債 × 100**

1年間における借入金支払い能力を示す指標です。計算式中の「流動資産」は現預金・受取手形・売掛金・棚卸資産のことで、一方、「流動負債」は買掛金・支払手形・短期借入金を指します。流動比率が大きいほど負債よりも資産の方が大きいため、良好と判断できます。

**【自己資本比率】 算式：自己資本 / (自己資本 + 他人資本) × 100**

自社が持つ資本のうち、自己資本の割合を示す指標です。この数値が大きいほど自己資本が潤沢で、経営が順調であることを意味します。

#### 6. 「成長性」

会社に投下された経営資源である「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」が毎年継続的に効率良く活用され、成長・発展に向けての活動がとられているかをみているものです。

**【売上高増加率】 算式：(当期売上高 - 前期売上高) / 前期売上高 × 100**

当期の売上が、前期の売上と比較してどのくらい伸びているかを示す指標です。この数値が大きいほど良いとされ、数年分の売上を比較してその推移を分析するのが一般的です。

**【経常利益増加率】 算式：(当期経常利益 - 前期経常利益) / 前期経常利益 × 100**

当期の経常利益が、前期の経常利益と比較してどのくらい伸びているかを示す指標です。

財務分析をすれば、会計データを基に自社の状態を客観的に捉えられます。しかし、企業が持つ力には会計データからは分からないものもあります。

たとえば、ブランドの知名度は会計データからは分かりません。また、従業員が持つ技術も同様です。一方で、これらは今後の企業の財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

今は収益性が低くても、優れた技術を持つ従業員を多く育成できていれば、今後急激に収益が増えるかもしれません。

したがって、企業の状態を正しく把握するには、会計データばかりに頼らないことも大切です。

たとえば、ブランド力であれば顧客満足度、技術力であれば人事評価などが判断材料となるでしょう。さまざまなデータを基に、多角的に自社の状態を捉えていくと良いかと思えます。



# 副業収入の明確化

副業収入についての税金の計算に改正が予定されていますので、その解説をします。

## ● 改正のポイント

改正により影響を受ける税金は、個人の所得税と住民税です。今まで曖昧だった副業収入の所得区分の判定に、金額の規定を設けることで明確化しました。

副業収入(売上)が 300 万円を超えない場合は、原則雑所得として計算することになります。これまで、副業収入を事業所得として申告することで税制優遇を受けていた場合、なかなか副業収入(売上)が 300 万円を超えることは難しいため、今回の改正で事業所得による税制優遇が制限される見込みです。

適用時期は令和4年分の確定申告からです。

## ● 事業所得(青色申告をした場合)と雑所得の違い

### 事業所得

#### ・副業で利益が出ていた場合

青色申告特別控除により、10 万円もしくは 65 万円(または 55 万円)の控除ができる  
届出により青色専従者給与(家族への給与)の経費算入することができる

#### ・副業で損失が出ていた場合

他の所得(給与所得等)と相殺する損益通算をすることができる  
損益通算後も損失が残る場合は、その損失を3年間繰り越すことができる

雑所得…上記すべて不可

## ● 副業収入が 300 万円を超えた場合は、「社会通念上事業であるか」で判定

事業所得と雑所得の判定にあたって、「所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定」とありますので、収入が 300 万円を超えたのみでは事業所得に該当するわけではないので、注意が必要になります。

## ● まとめ

改正以前から副業収入を事業所得として申告することは、税務上問題があるという見解があり、今回の改正で金額判定が追加されたものの、改正後も曖昧な点や判断が必要な点がありますので、気になることがある方は是非お気軽に担当者にご相談ください。

なお、不動産所得はこれまで通りの処理になります。

# インボイス制度



2022年新年号にインボイス制度の改正内容と適用期間を、夏号に免税事業者と課税事業者の対応について紹介しましたが、続いてETCによる高速料金の仕入れ税額控除について解説します。

インボイス制度下での仕入れ税額控除には適格請求書が必要ですが、では、ETCによる高速道路の利用料金については、どうすれば仕入れ税額控除が可能になるのでしょうか。

## ・(1) 料金所で現金・クレカで支払った場合

料金所で現金により高速道路の利用料金を支払った場合には、その料金所で交付される領収書(簡易適格請求書)を保存することで仕入れ税額控除を受け取ることができます。

また、クレジットカードで決済がされた場合には、クレジットカードの「利用明細書」を保存することで、仕入税額控除を受けることができます。

## ・(2) ETCでゲートを通じた場合

ETCゲートを通じれば、高速道路の利用料金は自動で決済され、登録したクレジットカードの利用として後日預金から引き落としがされます。

この場合には、ゲートで一々、高速道路の領収書(簡易的確請求書)は発行されません。

では、このETCを利用した場合、消費税の仕入れ税額控除はどうなるのでしょうか？

ETCでゲートを通じた場合には、一定期間におけるETCの利用について「利用証明書(PDF形式)」の電子データを保存、出力することができ、その利用証明書が電子適格簡易請求書の必要事項を満たす、と、要するに、ETCゲートを通じた場合には、一定期間ごとに、WEB上の「ETC利用照会サービス」において「利用証明書」を保存することで、高速道路料金について仕入れ税額控除を受けることができます。

ではどのように、利用証明書を保存すればよいのかは、**法人税・所得税と消費税で取り扱いが異なります**。WEB上からダウンロードする「利用証明書」は「電子取引」として取り扱われ、改正電子帳簿保存法では、法人税・所得税法上の必要経費として控除をするためには、紙に印字しての保存は認められません。

一方で、消費税の仕入れ税額控除のためには、紙に印字しての保存は可能となりますが、消費税の仕入れ税額のみをして、法人税や所得税の損金にしないというのは考えにくいので、一般的にはETCゲートを通じた時の利用料金については、WEB上の「ETC利用照会サービス」から「利用証明書」をダウンロードし、「電子データ」としての要件を満たす改ざん防止措置を講じた形式での保存が必要となります。